

学支企第 677 号
平成 31 年 1 月 25 日

高等学校長
中等教育学校長
各 特別支援学校長 殿
高等課程を置く専修学校長
高等専門学校長

独立行政法人日本学生支援機構
貸与・給付部長 松田 明宏
(公印省略)

高等教育無償化における給付型奨学金の拡充について（通知）

本機構業務につきましては、平素格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

高等教育無償化の制度については、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、国において検討されてきたところですが、このたび、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」（平成30年12月28日）において「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が決定されました。このことは、平成31年1月11日付30文科高第954号「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）」をもって、文部科学省から各都道府県知事等に通知されています。

この方針においては、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、大学等における授業料及び入学金の減免と併せて給付型奨学金の支給が措置されることとなっています。

本年通常国会での法案成立が前提となりますが、新たな支援措置は2020年4月から施行が予定されており、現在本機構において実施している給付型奨学金については、2020年度に大学等への進学を予定している者を対象とした予約採用から、支援の対象及び金額の拡充が予定されています。

制度の詳細は現在国において検討されているところですが、新しい給付型奨学金の概要は下記のとおり予定されていますのでご承知いただきますようお願いいたします。

なお、具体的な支援内容については決まり次第ご連絡いたします。

各学校長並びにご担当者様には、日頃のご協力に改めてお礼申し上げますとともに、本機構の奨学金事業につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 2020年度進学予定者を対象とした新たな給付型奨学金に係る予約採用の申込期間は、2019年夏頃を予定しており、奨学金案内等の申込書類の各学校への送付は6月初旬となる見込みです。
申込みにあたっては、本人及び家計支持者のマイナンバー提出が前提となります。
なお、貸与型奨学金についても同時期の募集を予定しています。
2. 新制度の対象となる者は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の生徒等のうち、学業・人物等に係る一定の要件を満たす者を支給の対象とする予定です。
3. 学校ごとの推薦枠は設けず、また、各学校における推薦基準の策定についても不要とする予定ですが、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲が確認されることが必要となります。

4. 2019年度に大学等へ進学する者についても進学後に申し込む機会を確保することを予定しています。また、既に大学等に在学している者についても同様に申込みの機会を設ける予定です（ともに支援の開始は2020年度です）。

5. 支援の対象となる学校種は、大学、短期大学、高等専門学校（4～5年生）、専修学校専門課程ですが、支援措置の対象となる学校に一定の要件が求められており、学校の申請に基づく国又は地方公共団体による確認の結果、全ての学校が対象となるとは限りません。

支援の対象校は2019年夏ごろ国又は地方公共団体において公表される予定です。

（参考）文部科学省「高等教育段階の教育費負担軽減」のウェブサイト

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構貸与・給付部 採用課予約採用係

TEL：03-6743-6037 FAX:03-6743-6670